

みなさんへの訴え

日本が引き起こした戦争が終結して今年で 69 年になります。戦後生まれたひとは、人口の 4 分の 3 を超し、日常のくらしのなかで、戦争の傷跡を目にすることはまれになりました。1945 年 8 月 6 日と 9 日、米軍が広島と長崎に原爆を投下したことは、決して忘れられません。2 つの都市は一瞬にして人の世とは思えない地獄の街にかえられ、お年寄りも赤ちゃんも容赦なく無残に殺され、その年末までに 21 万人が死亡したと推定されています。

地獄の中を生きのびた被爆者は、二度とだれにも同じ目にあわせてはならないと、被爆体験を語りつづけ、「ふたたび被爆者をつくるな」「核兵器を廃絶せよ」「国家補償にもとづく被爆者援護を」と訴えつづけてきました。

戦後、たびたび訪れた核兵器使用の危機は、原爆の残酷さを知る世界の世論の力で回避されてきました。残念なことに、核兵器は存在しつづけ、「国家補償にもとづく被爆者援護」も実現しないまま今日にいたっています。

驚かれるかもしれませんが、日本政府は、被爆者対策の基本理念として、戦争による生命・身体・財産の犠牲は、すべて国民がひとしく「受忍」（＝がまん）すべきだとしています。だから現在の「原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律」は「国家補償」とはしないと言って制定しました。

その現行法にある原爆症の認定で政府が却下しつづけたため、被爆者が起こした集団訴訟では被爆実態に即して認定すべきだとの判決が相次ぎ、国の誤りが明らかになりました。

2011 年 3 月 11 日の東日本大震災と東京電力・福島第一原子力発電所の崩壊による放射線被害は、広島・長崎の惨状を思い起こさせました。政府は事故終息のめどもたたないまま、原発を再稼働させようとしています。真実を隠し対策を怠って国民の安全がまもれるでしょうか。被爆者はみずからの体験で大きな危惧を抱いています。

原爆被害への国の償いを実現し、核兵器のない世界へ大きな一歩を踏み出したい。みなさんの絶大なご協力をこころから訴えます。

2014 年 3 月 日本原水爆被害者団体協議会

衆議院議長殿
参議院議長殿

ふたたび被爆者をつくらない決意を世界に！ 現行法(原子爆弾被爆者に対する 援護に関する法律)改正を求める請願署名

1. ふたたび被爆者をつくらないとの決意をこめ、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること。
2. 原爆死没者に償いをする事。
3. すべての被爆者に償いをする事。

原爆被害への国の償いは、核戦争を起こすな、核兵器をなくせとともに、ふたたび被爆者をつくらせないための被爆者の一貫した要求です。

原爆被害は、戦争という国の行為によってもたらされました。国が償うのは、当然であると同時に、憲法がうたう政府の行為によってふたたび戦争の惨禍がおこることのないようにする決意の証となるものです。広島・長崎いらい、日本と世界の世論は数々の危機を乗り越えて核兵器の使用を阻止してきました。そしていま、核兵器のない世界へ新たな歩みが始まっています。ところが、日本の政府は、死没者をはじめ原爆被害に対する国の償いをいまだに拒みつづけています。高齢化する被爆者に残された時間はあまりありません。被爆国の国会として現行法を請願の趣旨に沿って改正するよう求めます。

氏 名	住 所	募 金

【連絡先】 日本原水爆被害者団体協議会
〒105-0012 東京都港区芝大門1-3-5 ゲイブルビル902
☎ 03-3438-1897

【取り扱い団体】

*このご署名は、これ以外の目的には使用しません。

【現行法改正要求は次のとおりです】

- 1 ふたたび被爆者をつくらないとの決意をこめ、原爆被害に対する国の償いと核兵器の廃絶を趣旨とする法の目的を明記すること。
- 2 原爆死没者に償いをする事。
 - (1) 原爆死没者に対して謝罪し、弔意を表すこと。
 - (2) 原爆死没者の遺族に対して弔慰金あるいは特別給付金を支給すること。
 - (3) 原爆死没者が生きていた証として原爆死没者名を碑に刻むこと。
 - (4) 8月6日、9日を原爆死没者追悼の日とし、慰霊・追悼事業を実施すること。
- 3 すべての被爆者に償いをする事。
 - (1) 戦争によって原爆被害をもたらしたこと、原爆被害を放置し、過小に評価してきたことについて謝罪すること。
 - (2) すべての被爆者に被爆者手当を支給し、障害を持つものには加算すること。
 - (3) 被爆者の健康管理と治療・療養及び介護の全てを国の責任でおこなうこと。